

霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 1 7 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

霧島市重度心身障害者医療費助成条例（平成17年霧島市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項に次の 1 号を加える。

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

第 3 条第 2 項第 3 号中「医療」を「療養」に改める。

第 7 条第 3 項中「受給者が」の次に「医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けた上で、」を加え、「及び被保険者証等」を削り、「保険給付」の次に「等」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

鹿児島県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要綱及び重度心身障害者医療費助成事務取扱要領が改正されたこと等から、本条例の所要の改正をしようとするものである。